

大分大学理工学部技術部組織規程

平成29年4月1日制定

平成29年理工学部規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、大分大学理工学部（以下「本学部」という。）の教育研究支援及び技術に関する専門的業務を円滑かつ効率的に処理するために本学部に所属する教室系技術職員に係る組織として設置する、大分大学理工学部技術部（以下「技術部」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 技術部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 技術部長
- (2) 総括技術長
- (3) 副総括技術長
- (4) 総括技術長補佐
- (5) 技術長
- (6) 技術班長
- (7) 先任技術専門職員
- (8) 技術主任
- (9) 教室系技術職員
- (10) その他技術部長が必要と認める職員

2 技術部に、次に掲げる技術室及び班を置く。

技術室	班
第一技術室	機械班
	建築班
第二技術室	電気電子班
	応用化学班
第三技術室	制御班
	情報班
共通技術室	センター運用班
	設計・加工班

(技術部長)

第3条 技術部長は、学部長をもって充てる。

2 技術部長は、技術部を総括する。

(総括技術長)

第4条 総括技術長は、技術部長が指名する教室系技術職員をもって充てる。

2 総括技術長は技術部長の命を受け、技術部の業務の総括、連絡及び調整を行い、必要に応じて技術的な指導、助言等を行う。

3 総括技術長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ総括技術長が指名する者がその職務を代行する。

(副総括技術長)

第5条 副総括技術長は、技術部長が指名する教室系技術職員をもって充てる。

- 2 副総括技術長は、総括技術長の命を受け、総括技術長を補佐して技術部業務をつかさどり、必要に応じて技術的な指導、助言等を行う。

(総括技術長補佐)

第6条 総括技術長補佐は、技術部長が指名する教室系技術職員をもって充てる。

- 2 総括技術長補佐は、総括技術長又は副総括技術長の命を受け、その職務を補佐するとともに、必要に応じて技術的な指導、助言等を行う。

(技術長)

第7条 技術長は、技術部の各技術室に所属し、技術部長が指名する教室系技術職員をもって充てる。

- 2 技術長は、総括技術長又は副総括技術長の命を受け、所属する技術室に関する業務を処理し、必要に応じて技術的な指導、助言等を行う。

(技術班長)

第8条 技術班長は、技術部の各班に所属し、技術部長が指名する教室系技術職員をもって充てる。

- 2 技術班長は、技術長の命を受け、所属する班に関する業務を処理し、必要に応じて技術的な指導、助言等を行う。

(前任技術専門職員)

第9条 前任技術専門職員は、技術部の技術室に所属し、技術部長が指名する者をもって充てる。

- 2 前任技術専門職員は、技術長の命を受け、所属する技術室に関する業務を処理し、必要に応じて技術的な指導、助言等を行う。

(技術主任)

第10条 技術主任は技術部の班に所属し、技術部長が指名する者をもって充てる。

- 2 技術主任は、技術班長の命を受け、当該班に関する業務を処理し、必要に応じて技術的な指導、助言等を行う。

(運営委員会)

第11条 技術部の運営に関する事項を審議するため、大分大学理工学部技術部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(業務実施委員会)

第12条 技術部の業務を円滑かつ効率的に実施するため、大分大学理工学部技術部業務実施委員会（以下「業務実施委員会」という。）を置く。

- 2 業務実施委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、技術部の運営に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年理工学部規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年理工学部規程第2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。